

湯布院中央児童公園蒸気機関車D511032号引取り希望者募集要項

1. 趣旨

湯布院中央児童公園内に展示してあります蒸気機関車D511032号は昭和19年に製造され、昭和60年に現在の公園に移設されました。これまで子どもたちを含む市民の方はじめ、観光客や公園へ来られる方に親しまれてきました。移設から30年以上が過ぎ、老朽化が進み現在では機関車の中への立入は禁止となっています。経年劣化も進み、安全管理も困難となったため、機関車の展示を終了することになりました。

日本の経済発展を支えた貴重な産業遺産であるD511032号を保存または利活用して頂き、多くの方々が鑑賞できるような形での展示をしてくださる引取り希望者を募集しています。

2. D511032号の概要

- (1)名称 蒸気機関車D511032号
- (2)製造年 昭和19年 9月
- (3)寸法等 全長:約20m 高さ:4m 幅:約3m 重さ:約80t
- (4)設置場所 大分県由布市湯布院町川上2998番地1
由布市湯布院中央児童・チビッコ公園内
- (5)経過

昭和50年11月 大分鉄道管理局と湯布院町長で貸与契約締結

昭和60年 7月 湯布院中央児童公園に町営ゆふいんSLホテルより移設し保存

平成22年 5月 大分鉄道ファン倶楽部による清掃

平成29年 3月 九州旅客鉄道株式会社より由布市に無償譲渡

3. 引取り条件

- (1)引取りの対象は、D511032号車両(機関車及び炭水車)及び付帯設備(線路、コンクリート枕木、碎石、信号機)です。
- (2)D511032号車両の一部には、アスベストが使用されています。現在地での除去作業はできませんので、現状のまま移設してください。(移設後にアスベストを除去する場合は、引取り者の責任において、関係法令等を遵守し適切に処理を行ってください。)
- (3)引取りにあたっては、本市と譲渡契約書を交わしていただきます。
- (4)移設にかかる作業及び必要経費はすべて引取り者の負担で行っていただきます。
現在公園内に蒸気機関車を設置しております。移設時に公園の一部を工事する必要があります。移設後は原状回復工事を引取り者の負担で行ってください。
- (5)移設にかかる関係機関への事務手続き等はすべて引取り者で行っていただきます。また、事前に関係機関への協議を行ってください。
- (6)D511032号は老朽化が進み、蒸気機関車として自走することができません。移設に際しての

運搬は、車両等によるものとしてください。

- (7)長期展望の下、蒸気機関車の姿を残した上で保存、公開していただくことを条件とし、部品取りのための引取りは認めません。
- (8)蒸気機関車を営利・売買目的に引取することは認めません。
- (9)引取り後、5年間は展示する。
- (10)移設先(展示場所)は、日本国内とします。

4. 募集期間

平成30年1月9日(火) ～ 平成30年2月23日(金) 必着

5. 応募制限

- (1)引取り者の関係者が次のいずれかに該当する場合は応募ができません。また、応募の後、引取り者の決定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合は、応募を取り消されます。
 - ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。
 - イ 暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者。

なお、応募の後、引取り者の決定までの間、これらのいずれかに該当することとなった場合は、応募は取り消されます。

6. 応募方法

(1)提出書類 各1部

- ① 由布市蒸気機関車(D511032号)引取り希望申請書(様式1-1)
- ② 事業計画書(様式1-2)
- ③ 添付資料

ア 団体である場合は概要がわかる書類

(団体の組織及び運営に関する事項、設立趣旨がわかるもの。様式任意。パンフレットでも可)

イ 蒸気機関車D511032号引取り申出に係る誓約書(様式1-3)

ウ 由布市蒸気機関車D511032号の展示状況に係る調査等の協力誓約書(様式2)

*様式については、①、②、③イ・ウは由布市HPからダウンロードできます。

<http://www.city.yufu.oita.jp/>

*提出された書類は返却しません。

*提出された書類は、情報公開請求に基づく公開対象文書となります。

*応募にあたって必要となる経費は、すべて引取り希望者の負担とします。

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は直接下記提出先までご持参ください。

*ご持参される場合は、受付時間は平日の午前8時30分～午後5時の間とさせていただきます。

提出先: 879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地
由布市役所 建設課 庄内庁舎 新館2階

(3) 留意事項

引取り希望者が次の要件に該当した場合は、その者を選考の対象から除外します。

- ① 複数の事業計画書を提出した場合
- ② 応募書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 応募書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ④ 引取り希望者又は引取り希望者の代理人その他の関係者が選考委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、引取り希望者を有利にする働きかけた場合
- ⑤ その他不正な行為があったと市が認めた場合

7. 選考

(1) 選考委員会

引取り者の選考は選考委員会で審査を行い決定します。

(2) 選考及び評価項目

選考委員会は、展示場所、提出書類の内容を評価項目(別紙)に照らし、総合的に判断します。

(3) 選考結果

選考結果については、引取り者決定後、各引取り希望者に文書でお知らせします。

8. 公募に係る問い合わせ先

大分県由布市役所 建設課 都市計画・景観係

電話: 097-582-1111(内線2231)

FAX: 097-582-1359

E-mail: keikan@city.yufu.oita.jp